

よくある質問 Q & A

企業の節電マネジメント
(デマンドレスポンス) 事業

令和4年12月7日

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)

【目次】

1. 本事業の実施体制・実施期間について.....	2
2. 助成対象事業について.....	4
3. 助成対象経費について.....	8
4. 提出書類について.....	11
5. H T T情報の周知について.....	14

事業種別欄

・【共通】・・・【助成1】及び【助成2】に関する内容

・【助成1】・・・「助成1 行動変容に資するDRの実施に係る経費の助成」に関する内容

・【助成2】・・・「助成2 エネルギーマネジメントの実施に係る経費の助成」に関する内容

1. 本事業の実施体制・実施期間について			
番号	事業種別	質問	回答
1	【共通】	電気事業者が実施する節電キャンペーンは、通年又は都節電推進期間をまたいで実施することも可能ですか？	電気事業者が実施する節電キャンペーンについては、通年又は都節電推進期間をまたいで実施することも可能です。 ただし、どちらの場合であっても都節電推進期間の夏と冬それぞれにおいて、合計5日以上の節電要請及び節電を達成した需要家ヘインセンティブ付与を実施することが必要です。
2	【共通】	ソフトウェア及びクラウド利用料等を外注した場合、その事業者を途中で変更することは可能ですか？	交付申請時に見積りをした外注先を変更することはできません。 ただし、事業期間の令和4年度から令和6年度までの間、同一の外注先とすることは補助要件としておらず、申請時に前回までと異なる外注先にすることは可能です。
3	【共通】	システム構築等の外注先は、複数社に分けることは可能ですか？	申請の段階から複数社の委託で申請・審査を受けていれば複数社に委託することも可能です。 申請時に提出する仕様書、見積書については全ての外注先の分を添付してください。
4	【助成1】	電気事業者と特定卸供給事業者（アグリゲータ）など複数社で共同申請することは可能ですか？	小売電気事業者又は一般送配電事業者のみ申請者となることができ、共同申請は想定しておりません。 電気事業者がアグリゲータ等と連携して節電キャンペーンを実施する場合は、節電キャンペーンを実施する電気事業者が申請者となり、第2号様式の体制表にそれぞれの役割を記載してください。
5	【助成2】	電気事業者と特定卸供給事業者（アグリゲータ）など複数社で共同申請することは可能ですか？	電気事業者及び特定卸供給事業者のいずれも助成対象事業者となりますが、本事業において、共同申請は想定しておりません。 電気事業者がアグリゲータ等と連携して節電キャンペーンを実施する場合は、EMSを導入し、当該設備の所有権を有する事業者が申請者となり、第4号様式の体制表にそれぞれの役割を記載してください。

事業種別欄

・【共通】・・・【助成1】及び【助成2】に関する内容

・【助成1】・・・「助成1 行動変容に資するDRの実施に係る経費の助成」に関する内容

・【助成2】・・・「助成2 エネルギーマネジメントの実施に係る経費の助成」に関する内容

番号	事業種別	質問	回答
6	【助成2】	エネルギーマネジメントシステムの実際の設置や工事を依頼する際に、EMSメーカー指定や工事会社などの指定業者はありますか？	EMSについての指定や、工事・施工会社の指定業者はありません。助成対象事業を実施するために直接必要な機器を選定してください。
7	【助成2】	電気事業者からEMS設置工事を委託された施工会社がEMSの所有権を持っている場合でも交付対象となりますか？	助成対象事業者でないものが所有権を持つ場合は交付対象外となります。

事業種別欄

・【共通】・・・【助成1】及び【助成2】に関する内容

・【助成1】・・・「助成1 行動変容に資するDRの実施に係る経費の助成」に関する内容

・【助成2】・・・「助成2 エネルギーマネジメントの実施に係る経費の助成」に関する内容

2. 助成対象事業について

番号	事業種別	質問	回答
8	【共通】	すでに電気事業者が独自に実施しているキャンペーンに参加している需要家に対し、改めて、本事業への参加登録をしてもらう必要はありますか？	電気事業者独自のキャンペーンに参加している需要家に対し、追加の参加登録なしに本事業にも参加できることを周知している場合は、改めての参加登録を省略することも可能です。
9	【共通】	「節電の時間帯」を需要家に周知するタイミングにルールはありますか？	<p>需要家に周知するタイミングは、前日又は当日の数時間前などタイムリーに行っていただくことを想定しております。</p> <p>また、「節電の時間帯」は、電力のひっ迫状況や電力需給予測等を踏まえ、その時々に応じた時間帯を設定することを想定しています。</p> <p>終日や、連日固定した●時から●時など、電力ひっ迫状況等を踏まえない設定は想定していません。</p> <p>【参考】電気料金型デマンドレスポンスではなく、インセンティブ型デマンドレスポンスを想定しています（下ページ参照）。</p> <p>https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electricity_measures/dr/dr.html</p>
10	【共通】	コマ単位（30分）での節電量を確認可能な場合、1時間単位での節電量の算出方法を教えてください。	<p>1コマが30分のため、連続する2コマの合計値を1時間単位での節電量とみなすことができます。</p> <p>例) 1コマ目（12:00～12:30）：50kWh 削減 2コマ目（12:30～13:00）：20kWh 増加 → 2コマ合計（12:00～13:00）で30kWh 削減</p> <p>※1時間単位での節電成否の判定をするためにシステム構築・改修を行う場合は、当該経費が助成対象になります。</p>

事業種別欄

・【共通】・・・【助成1】及び【助成2】に関する内容

・【助成1】・・・「助成1 行動変容に資するDRの実施に係る経費の助成」に関する内容

・【助成2】・・・「助成2 エネルギーマネジメントの実施に係る経費の助成」に関する内容

番号	事業種別	質問	回答
11	【共通】	節電達成の判定に用いる1時間単位の開始時間の設定に制約はありますか？	<p>1時間単位の範囲として開始時間の縛りは設けておらず、毎時00分又は毎時30分のどちらに設定しても構いません。</p> <p>例えば、14:00～15:30に節電要請した場合、14:00～15:00又は14:30～15:30が1時間単位として設定可能になります。</p> <p>※1時間単位での節電成否の判定をするためにシステム構築・改修を行う場合は、当該経費が助成対象になります。</p>
12	【共通】	節電達成の条件にある節電率の算出方法を教えてください。	<p>節電率の算出式は以下のとおりです。</p> $\text{節電率 (\%)} = \frac{\text{ベースライン} - \text{電力消費量}}{\text{ベースライン}}$ <p>(例1) ベースラインが100kWh、電力消費量が90kWhの場合の達成率</p> $\text{節電率} = \frac{100 - 90}{100} = \underline{10\%}$ <p>(例2) ベースラインが100kWh、電力消費量が96kWhの場合の達成率</p> $\text{節電率} = \frac{100 - 96}{100} = \underline{4\%}$ <p>節電率の達成条件が、助成1では3%以上、助成2では5%以上のため、(例1)の場合は助成1及び助成2とも節電達成となり、(例2)の場合は助成1では節電達成だが、助成2では節電未達となります。</p>

事業種別欄

・【共通】・・・【助成1】及び【助成2】に関する内容

・【助成1】・・・「助成1 行動変容に資するDRの実施に係る経費の助成」に関する内容

・【助成2】・・・「助成2 エネルギーマネジメントの実施に係る経費の助成」に関する内容

番号	事業種別	質問	回答
13	【共通】	節電キャンペーン期間中に他道府県から東京都へ転入・転出があった場合、受電点が都内にあるかを確認する基準日はどのように考えればよいでしょうか？	電気事業者において、節電キャンペーン期間内の基準日又はその考え方を予め設定し、需要家に事前に周知している場合は、それに基づきご対応ください。（都で基準日は設定しません。）
14	【共通】	節電キャンペーンを数か月間連続した期間で設定し、まとめて一定期間節電を要請した場合は、この要請をもって5日以上の節電要請とみなすことはできますか？	上記にある「節電の時間帯」に該当しないため、5日以上の節電要請には当たりません。
15	【助成1】	節電達成した需要家へのインセンティブ付与はどのような方法が認められますか？	インセンティブ付与の方法は、電気事業者の任意の方法となります。ただし、以下に示すような公社が認める方法であり、いずれも事業完了の届出時にインセンティブを付与したことが分かる書類の提出が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・電気料金の値引き ・口座振込 ・ポイント付与 なお、上記以外の方法でインセンティブ付与を行いたい場合は、申請前にお問合せください。
16	【助成1】	自社独自の取組として、節電要請に応じた需要家に対してインセンティブ付与を行うことは可能ですか？	本事業とは別に、自社の負担でインセンティブ付与を行うことは可能です。その場合、都事業によるインセンティブを上乗せして付与いただくこととなります。
17	【助成1】	自社独自で先行してキャンペーンを実施し、すでに利用規約がある場合、本事業を実施するにあたって、キャンペーンの利用規約を変える必要はありますか？	需要家に対して、確実に本事業の内容を周知できる方法であれば、利用規約の改正によらないことも可能です。

事業種別欄

・【共通】・・・【助成1】及び【助成2】に関する内容

・【助成1】・・・「助成1 行動変容に資するDRの実施に係る経費の助成」に関する内容

・【助成2】・・・「助成2 エネルギーマネジメントの実施に係る経費の助成」に関する内容

番号	事業種別	質問	回答
18	【助成1】	国や他の地方公共団体が同様の節電インセンティブ事業を実施する場合、都の制度と併用できますか？	本事業では併用可能です。 類似制度において、国や地方公共団体から需要家にインセンティブが付与される場合は、これとは別にインセンティブを付与してください。
19	【助成1】	オフィスビル1棟に供給地点特定番号があり特別高圧で受電しているが、そのビルの中に複数の企業（テナント）が入っている場合、インセンティブ付与対象となる需要家は、オフィスビルとテナントのどちらになりますか？	インセンティブ付与対象となる需要家は、供給（受電）地点特定番号が設定されている事業所のため、今回のケースにおいては、オフィスビルになります。
20	【助成1】	東京都からのインセンティブ付与があることについての需要家への周知は、メールのみでも良いのでしょうか？	本事業の対象となる方に確実に周知でき、都が証拠書類として認める方法であれば、その手法は問いません。
21	【助成2】	助成2を申請する事業所は、節電キャンペーンへの参加は必要でしょうか？	助成2は、助成1で実施する節電キャンペーンにおいて節電達成することが要件となりますので、申請する事業所は、節電キャンペーンへの参加が必要です。 (助成2の申請様式に助成1の申請情報の記載項目があります。)

事業種別欄

・【共通】・・・【助成1】及び【助成2】に関する内容

・【助成1】・・・「助成1 行動変容に資するDRの実施に係る経費の助成」に関する内容

・【助成2】・・・「助成2 エネルギーマネジメントの実施に係る経費の助成」に関する内容

3. 助成対象経費について

番号	事業種別	質問	回答		
22	【共通】	省エネ機器への変更や、外出を促すことで節電に導く場合、それらの取組誘導に必要な設備やシステム構築にかかる経費も助成対象となりますか？	補助対象は、本事業を実施するために最低限必要な経費に限っており、取組誘導にかかる経費については助成対象外です。		
23	【共通】	利益等排除の対象となる場合の「100%同一の資本に属するグループ企業」は、具体的にはどのような場合ですか？	<p>以下の関係にある場合、100%同一の資本に属するグループ企業に該当します。（図1）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>図1</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>該当する例</p> <pre> graph TD A[A社] --- B[B社] A --- C[C社] B --- B1[A社の100%資本] C --- C1[A社の100%資本] </pre> <p>申請事業者 B社 システム構築等請負 C社</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top; padding: 5px;"> <p>該当しない例</p> <pre> graph TD A[A社] --- B[B社] A --- C[C社] B --- B1[A社の100%資本] C --- C1[A社の70%資本] C --- C2[D社の30%資本] </pre> <p>申請事業者 B社 システム構築等請負 C社</p> </td> </tr> </table> </div>	<p>該当する例</p> <pre> graph TD A[A社] --- B[B社] A --- C[C社] B --- B1[A社の100%資本] C --- C1[A社の100%資本] </pre> <p>申請事業者 B社 システム構築等請負 C社</p>	<p>該当しない例</p> <pre> graph TD A[A社] --- B[B社] A --- C[C社] B --- B1[A社の100%資本] C --- C1[A社の70%資本] C --- C2[D社の30%資本] </pre> <p>申請事業者 B社 システム構築等請負 C社</p>
<p>該当する例</p> <pre> graph TD A[A社] --- B[B社] A --- C[C社] B --- B1[A社の100%資本] C --- C1[A社の100%資本] </pre> <p>申請事業者 B社 システム構築等請負 C社</p>	<p>該当しない例</p> <pre> graph TD A[A社] --- B[B社] A --- C[C社] B --- B1[A社の100%資本] C --- C1[A社の70%資本] C --- C2[D社の30%資本] </pre> <p>申請事業者 B社 システム構築等請負 C社</p>				
24	【助成1】	交付決定前に節電キャンペーンへ参加表明、DR参加した需要家へのインセンティブ付与は助成対象ですか？	<p>原則として、交付決定前に参加登録した需要家はインセンティブ付与の対象外です。しかしながら、電気事業者独自のキャンペーンに参加している需要家に対し、追加の参加登録なしに本事業にも参加できることを周知している場合は、改めての参加登録を省略させることも可能です。</p> <p>ただし、その場合においても「5日間の節電達成」を判断する期間は、交付決定日以降の期間となります。</p>		

事業種別欄

・【共通】・・・【助成1】及び【助成2】に関する内容

・【助成1】・・・「助成1 行動変容に資するDRの実施に係る経費の助成」に関する内容

・【助成2】・・・「助成2 エネルギーマネジメントの実施に係る経費の助成」に関する内容

番号	事業種別	質問	回答
25	【助成1】	ソフトウェア及びクラウド利用料等の交付対象となる期間の考え方について教えてください。	<p>原則として、申請年度分のキャンペーン実施に必要な経費であれば、都節電推進期間に限定いたしません。</p> <p>ただし、交付決定後から当該申請の完了届提出前までの契約期間としてください。その場合、申請年度の翌年度にまたがっていても、申請年度分のキャンペーン実施に必要な経費であれば認められます。</p> <p>また、直前の申請（例えば令和5年夏キャンペーンの申請の場合は令和4年冬キャンペーンの申請）のソフトウェア及びクラウド利用料等とは重複しない契約期間としてください。例えば、令和4年冬キャンペーン申請において、令和4年冬キャンペーン開始前であっても、都事業のための申込受付等でソフトウェアを稼働させている期間は対象期間として認められます。</p> <p>また、令和4年冬キャンペーン終了後であっても、都事業のためのインセンティブ付与やデータ分析等、申請年度分のキャンペーン実施に必要な経費が発生する場合は交付対象期間となります。</p> <p>なお、都節電キャンペーンを含まず、自社の節電キャンペーンの実施に必要な経費のみの場合は対象経費に含まれません。</p>
26	【助成1】	完了届時点のインセンティブ総額が交付決定時の額を上回った場合、超過分も交付の対象となりますか？	<p>交付決定時の額を上限に交付する為、完了時点で超過した場合の超過分は自社負担となります。</p> <p>そのため、交付申請時にある程度需要家数に余裕を持って申請してください。</p>
27	【助成1】	システム構築等に係る経費について、家庭の節電マネジメント事業（東京都の低圧向けDR事業。以下「家庭DR事業」）では、契約需要家数の規模に応じた交付対象経費が設定されていますが、本事業も同様ですか？	<p>本事業では、家庭DR事業のような契約需要家数の規模に応じた経費設定はありません。交付対象経費は、助成対象経費の2分の1の額となり、上限額2,500万円です。</p>

事業種別欄

・【共通】・・・【助成1】及び【助成2】に関する内容

・【助成1】・・・「助成1 行動変容に資するDRの実施に係る経費の助成」に関する内容

・【助成2】・・・「助成2 エネルギーマネジメントの実施に係る経費の助成」に関する内容

番号	事業種別	質問	回答
28	【助成1】	<p>需要家数に応じて対象経費が変動する場合の助成対象経費の算出方法を教えてください。</p>	<p>需要家数に応じて対象経費が変動する場合は、都内の需要家分の経費が助成対象経費となります。（以下を参照）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>需要家数に応じて変動する経費に係る助成対象経費の算出（例）</p> <p>システム保守委託内容（例）</p> <p>システム保守経費 1,000万円（1需要家当たり200円） （内訳） 全国の需要家数 1,000万人 都内の需要家数 200万人</p> <p>上記の場合の助成対象経費</p> $\text{助成対象経費} = \text{システム保守経費} \times \frac{\text{都内の需要家数}}{\text{全国の需要家数}}$ $= 1,000\text{万円} \times \frac{200\text{万人}}{1,000\text{万人}} = 200\text{万円}$ </div>
29	【助成1】	<p>システム構築等に係る経費について、家庭DR事業との併用申請はできますか？</p>	<p>家庭DR事業と同一のシステムを利用する場合に限り、システム構築等に係る経費について、家庭DR事業との併用が可能です。</p> <p>併用する場合は、完了届時に家庭DR事業と同一のシステムを利用していることがわかる根拠書類を提出してください。</p> <p>なお、グループ会社内で低圧／高圧それぞれに電気事業者が存在する等の理由により本事業と家庭DR事業の申請者が異なり、見積書及び支払証憑の宛先が家庭DR事業の申請者になる場合は、以下の書類が必要になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請時に第2号様式の実施体制欄に上記の関係性を記載してください。 （必要に応じて、その根拠書類を求める場合があります。） ・完了届時に当該支払証憑が、申請者が行う本事業の支払に関するものであることを書面で提出してください。

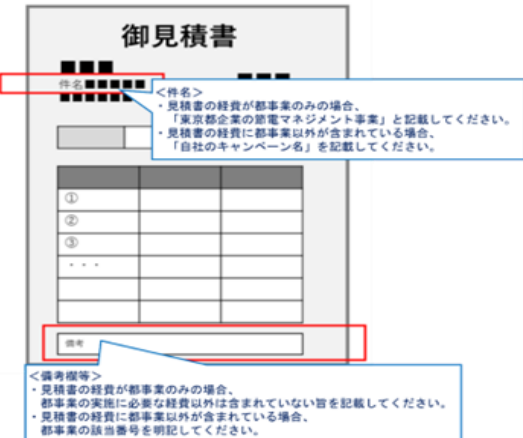
事業種別欄

・【共通】・・・【助成1】及び【助成2】に関する内容

・【助成1】・・・「助成1 行動変容に資するDRの実施に係る経費の助成」に関する内容

・【助成2】・・・「助成2 エネルギーマネジメントの実施に係る経費の助成」に関する内容

4. 提出書類について

番号	事業種別	質問	回答
30	【助成1】	システム構築等、ソフトウェア及びクラウド利用料等の助成を申請する場合、見積書に必要な記載事項を教えてください。	<p>見積書、見積明細等は以下の事項が確認できるものをご提出ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①本事業名または自社の節電キャンペーン名称 ②都事業の実施に必要な経費以外は含まれていない旨の記載（申請対象の節電キャンペーンが都事業のみである場合）または都事業に該当する経費の項目番号の記載（自社キャンペーンが含まれる場合） ③見積の各費用が「助成金交付の手引き」別表第1（第5条関係）に示す助成対象経費のうち該当する項目の記載 <p>また、申請者は見積書、見積明細等に基づいて第1号様式、別紙内訳明細書を正確に作成してください。以下に示す、各書類のイメージ図を参考にしてください。</p> <p>（必ずしもイメージ図通りでなくても、都の助成対象であることが明確に分かるように記載されていれば問題ありません。）</p> <p>●<u>見積書作成における注意事項</u></p> 

事業種別欄

・【共通】・・・【助成1】及び【助成2】に関する内容

・【助成1】・・・「助成1 行動変容に資するDRの実施に係る経費の助成」に関する内容

・【助成2】・・・「助成2 エネルギーマネジメントの実施に係る経費の助成」に関する内容

番号	事業種別	質問	回答
31	【助成1】	東京都事業について需要家にインセンティブ付与があることを周知した証拠書類として、どのようなものを完了届に添付すればよいでしょうか？	周知した証拠の例として、HPの場合はURLとPDFを、メールやLINE、アプリ等の場合は画面キャプチャ（個人情報を除く）を、パンフレットの場合はPDFを添付してください。
32	【助成1】	完了届提出時に「インセンティブを付与したことが分かる書類（写し）」の提出が必要とありますが、ポイント付与した場合、どのような書類を提出すればよいですか？	インセンティブの付与をポイントで付与した場合には、ポイント購入の支払いの証憑（写し）（領収書等）の提出が必要となります。 なお、領収書が発行されない場合には、領収書で確認できる下記の内容相当のものが記載されていれば、領収メールの写しでも構いません。 <ポイント購入の支払証憑、領収書の場合> ① 領収書の発行日 ⑤ 本領収書の宛先 ② 総額 ⑥ 名目（都事業におけるポイント代であることがわかる名目） ③ 内訳（ポイントの種類、ポイント総数、ポイント額、手数料、総額） ④ 本領収書の発行元
33	【助成2】	申請者が助成対象設備を設置する事業所の所有者ではない場合に提出が必要な書類はありますか？	事業所の所有者に助成対象設備の設置に関する許諾を得たうえで、第3号様式 別紙2を申請時に提出してください。
34	【助成2】	需要家が助成対象設備を設置する事業所の所有者ではない場合に提出が必要な書類はありますか？	需要家が当該事業所を使用していることが分かる書類（賃貸借契約書等）を申請時に提出してください。
35	【助成2】	工事前の写真を撮る際に、何か注意点はありますか？	・事業所のエネルギーマネジメントシステム設置予定場所が撮影されていること ・エネルギーマネジメントシステムを配電盤等の内部に設置する場合は、盤内部が確認できること ・カラー写真であること その他、ファイル形式はJPG、PNG又はJPEGにしてください。

事業種別欄

・【共通】・・・【助成1】及び【助成2】に関する内容

・【助成1】・・・「助成1 行動変容に資するDRの実施に係る経費の助成」に関する内容

・【助成2】・・・「助成2 エネルギーマネジメントの実施に係る経費の助成」に関する内容

番号	事業種別	質問	回答																																											
36	【助成2】	施工予定図面の提出をするにあたって何か注意点はありますか？	<p>①平面図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の名称、作成者、作成日、縮尺を示すこと ・エネルギーマネジメントシステムの設置予定位置を示すこと ・工事前写真との照合ができるようにエネルギーマネジメントシステム設置付近の設備等を示すこと ・A3サイズのカラーであること <p>②システム概要図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の名称を示すこと ・エネルギーマネジメントシステムと当該エネルギーマネジメントシステムにおける制御対象設備の構成が分かること <p>●システム概要図の作成例</p> <p>設置場所：●●</p> <table border="1" data-bbox="1104 842 1624 1289"> <thead> <tr> <th colspan="2">EMS</th> <th colspan="3">計測・制御対象設備</th> </tr> <tr> <th>型式</th> <th>台数</th> <th>設備区分</th> <th>型式</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">AAA</td> <td rowspan="2">2台</td> <td>照明</td> <td>DDD1</td> <td>100台</td> </tr> <tr> <td>照明</td> <td>DDD2</td> <td>50台</td> </tr> <tr> <td>BBB</td> <td>1台</td> <td>空調</td> <td>EEE1</td> <td>5台</td> </tr> <tr> <td>CCC</td> <td>2台</td> <td>空調</td> <td>EEE2</td> <td>10台</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>台数もしくは回路数 EMS仕様（計測・制御が可能な点数）に応じた単位で記載してください。</p>	EMS		計測・制御対象設備			型式	台数	設備区分	型式	台数	AAA	2台	照明	DDD1	100台	照明	DDD2	50台	BBB	1台	空調	EEE1	5台	CCC	2台	空調	EEE2	10台															
EMS		計測・制御対象設備																																												
型式	台数	設備区分	型式	台数																																										
AAA	2台	照明	DDD1	100台																																										
		照明	DDD2	50台																																										
BBB	1台	空調	EEE1	5台																																										
CCC	2台	空調	EEE2	10台																																										

事業種別欄

・【共通】・・・【助成1】及び【助成2】に関する内容

・【助成1】・・・「助成1 行動変容に資するDRの実施に係る経費の助成」に関する内容

・【助成2】・・・「助成2 エネルギーマネジメントの実施に係る経費の助成」に関する内容

5. HTT情報の周知について

	事業種別	質問	回答
37	【助成1】	<p>会社から提供されたHTT情報を、年5回（冬季の都節電推進期間のみ節電キャンペーン実施の場合は、申請年度は2回）需要家に周知する方法はHPへの掲載でも良いのでしょうか？</p>	<p>HP等一斉に周知する方法ではなく、各需要家に個別でメールやアプリ等による周知を行ってください。</p>
38	【助成1】	<p>節電キャンペーンに申し込んでいない人に対しても、HTT情報を送付しなければいけませんか？</p>	<p>交付要綱第4条三項「電気事業者は、提供されたHTT情報を速やかにデジタル技術を活用して需要家に周知すること。ただし、電気事業者からのお知らせ等の受取りに同意していない需要家は除くことができる。」とあり、キャンペーン参加者に限らず、契約している需要家（ただし、電気事業者からのお知らせ等の受取りに同意していない需要家は除くことができる。）への周知が交付の要件です。</p> <p>同意がないこと等で送付対象が限定される場合は、その状況をお知らせください。</p>

事業種別欄

・【共通】・・・【助成1】及び【助成2】に関する内容

・【助成1】・・・「助成1 行動変容に資するDRの実施に係る経費の助成」に関する内容

・【助成2】・・・「助成2 エネルギーマネジメントの実施に係る経費の助成」に関する内容